

## 当校のコース、修業期間、学生の日本語能力の判断等について

告示基準第1条第1項第44号（各年度の課程修了の認定を受けた者について）に関し、当校のコース、修業期間、学生の日本語能力の判断等について、以下の通りご説明申し上げます。

### 1. 前提\_対象者

当校はOECDを中心とした本来の<私費留学生>を主な対象とすることを募集方針としており、コースはそうした学習者を念頭においた設計となっています。また、教育的配慮から、開校当初より一貫して多国籍環境を維持し、抑制的な募集活動を続けております。その結果、40カ国前後の学習者と多様な背景を持つ学習者が学び、彼らの様々な興味やニーズに対応すべく、カリキュラム開発・設計・実践を繰り返して参りました。

### 2. コース設計の枠組み

#### ① 在留期間と語学学習の特性

当校の設置コースは一般コース（当校では「総合コース」）のみです。提供するプログラムの範囲は、在留期限の2年間までとしております。スキル学習であるという性質上、学習段階を細かく設け、遅習者は早い段階で調整できるような設定が望ましいと考え、入学時期を告示基準の最大回数である年4回（4月、7月、10月及び1月）に設定し、全8段階が常に稼働する状態を作っております。

#### ② 学期とレベルの関連性、修了の認定について

学期はそれぞれ10週間、各200時間（年間800時間）で構成し、学期ごとにレベル修了基準（成績および出席）を満たした場合に、該当レベル修了を認定すると学則<sup>1</sup>に定めております。1つの段階修了の学習評価は科目ごとに行い、総合した結果をもって各段階の修了と認め、修了証を発行しています。

### 3. コース設計と対象とする学習者の関係

当校が募集対象としているのは、冒頭でも述べた通り、主にOECD諸国であり、母国の中流以上の比較的豊かな経済的背景を持つ層です。学歴も高く（平均して8割前後が大卒以上で、世界のトップ大学出身の専門職、企業人も混在しています）、大学や企業等に在籍しつつ、休学、休職、あるいはGAP Yearを活用するなどして、日本語や日本文化を学びにくる、いわゆる高度人材が中心です。実際に、楽天やSONYのような大手企業に進む者もおります。

---

<sup>1</sup> 学則第16条（修了・卒業の認定）校長は、教育課程で定められた各授業項目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

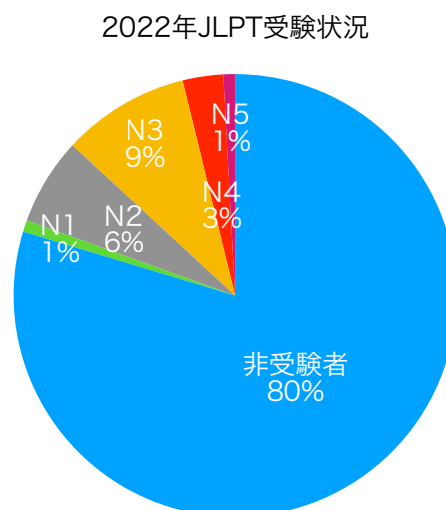
<sup>2</sup> 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する。

これらの優秀な学習者を満足させるためには、よく計画し洗練された授業実施と、柔軟なシステム、選択肢の提供が必要です。コロナ禍におけるオンライン授業の実施期間においても、高い出席率・満足度を維持してきたことは、それらのシステム設計が機能している証左であります。蛇足ながら、2016年より取得しているISO29991認証も継続して受審し、この状況下での実践状況は問題ないことが認定されています。

#### 4. 学生の在籍期間と日本語能力試験の受験について（2022年JLPT受験状況）

上記の通り、当校の学生は進学を目的とするよりも自らの様々な興味や目的を動機として日本語を学習しているため、学習期間は様々です。そのような学生のニーズに対応すべく、学期ごとにレベル修了を確認する基準を満たした場合に、該当レベル修了を認定しています。そのため当校学生の在籍期間は平均で3学期（9ヶ月）程度であり、終了時のレベルの平均値は4（中級前半レベル：B1中盤程度）となっております。

その期間に日本語能力試験を受けるとなると、対策に多くの時間が取られることとなりますが、それは当校の設置目的とは異なり、また学生のニーズとも合致しません。特にN4が基準のポイントとなっていますが、受験するとしても右図の通り、N4以下の受験者は48名中9名のみ、2022年の受験者数全体の割合も、2割にとどまっている状況です。



#### 5. 日本語能力の判定

一方、当校のコースは、下記コース・レベル表にあるとおり、CEFRの基準にも対応しております。このレベル表は当校ウェブサイトにも掲示してあります。CEFR基準では、当校の2レベル修了がA2後半程、3レベル修了がB1前半程度となっております。ですので今回のご報告の基準であるCEFRのA2相当以上のレベルというのは2レベル修了も対象とはなると考えますが、より確実なものとして当校の3レベル修了以上を基準とみなし、該当要件は「CEFR（その他）」を選択いたしました。

学習期間とレベル	
初級 (6ヶ月)	中級 (9ヶ月)
CEFR A1 / A2	B1 / B2 / C1

総合コース							
LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	LEVEL 6	LEVEL 7	LEVEL 8

## **6. 課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者数、在留資格変更者数、CEFR A2以上の合計数が7割を下回った (65.9%) ことについて**

これまでご説明したとおり、当校の学生は日本語能力試験そのものへ興味を持たない者が多くおり、進学や就職する者もさほど多くありません。また平均在籍期間は9ヶ月程度であるため、受験したいと考えたとしてもその機会は多くありません。

しかし、添付の資料「当校学生の在籍期間・伸び率・修了レベルなど」から分かる通り、伸び率平均は約75%と、ほとんどの学生は順調に日本語能力を向上させていることが見て取れます（約25%は、在籍期間中1回程度進級できないことを表します）。

なお、今回、当校が課程修了時にCEFR A2に満たないと判断した学生は38名おりますが、そのうち1名を除き37名が1レベル（初級の始め）から学習を開始しています。その38名のうち、在籍学期分のレベルを順当に合格した者は11名で、その他の27名はレベルを修了できず再履修の対象となりました。

当校では、遅習者は早い段階で同じレベルを繰り返すことが望ましいと考えているため、積極的かつ前向きに再履修を学生に勧めていることも、A2に満たない学生が増えたことの要因の一つと考えられます。

以上が当校のコース、修業期間、学生の日本語能力の判断等についてのご説明となります。引き続き、日本語教育機関へのご理解とご高配を賜りたく、お願い申し上げます。次第です。

## 課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日： 2023年9月29日

日本語教育機関名： カイ日本語スクール

設置者名： 株式会社ケー・エー・アイ

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	×

基準該当者割合 ②÷(①+③)	26.2%
課程修了者数(※1、※2) ①	121
基準該当者合計数(実人数) ②	33

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	5
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

## 基準該当者の各内訳

基準該当者の各内訳	日本語総合コース			
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	5		
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	28		
	c. 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	0		

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

## 基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

弊社ウェブサイト(<https://www.kaijp/ja/about/school-data>)にて公表